○扶桑町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

昭和６３年４月１日要綱第４号

改正

平成７年３月２４日要綱第６号
平成１０年６月２９日要綱第１６号
平成１１年３月２９日要綱第８号
平成１６年３月３１日訓令第３号
平成２６年３月２８日要綱第１１号
平成３０年１２月２１日要綱第３９号
令和８年３月３１日要綱第７号

扶桑町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、扶桑町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴ 浄化槽　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第２条第１号に規定する浄化槽をいう。

⑵ 合併処理浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）除去率９０％以上、放流水のＢＯＤ２０㎎／ｌ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成４年１０月３０日付け衛浄第３４号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される合併処理浄化槽にあっては、同指針に適合するものをいう。

⑶ 単独処理浄化槽　浄化槽法の一部を改正する法律（平成１２年法律第１０６号）による改正前の法第２条第１号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。

⑷ 汲み取り便槽　し尿を便槽に貯留し、定期的に汲み取り処分する方法の便槽をいう。

⑸ 転換　既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項の規定に基づく確認を伴わない合併処理浄化槽の設置をいう。

⑹ 設置費　転換に伴う合併処理浄化槽本体の設置工事に要する費用をいう。

⑺ 撤去費　転換に伴う既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去に要する費用をいう。

⑻ 宅内配管工事費　転換に伴う合併処理浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等から排水を流入する管をいう。）、桝及び住民の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置工事に要する費用をいう。

⑼ 予定処理区域　下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項又は同法第２５条の２３第１項に規定する事業計画に定められた区域をいう。

（補助金の交付）

第３条　予定処理区域を除く扶桑町内において、既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し、別表第１に規定する消費電力以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付し

ない。

(1) 浄化槽法第５条第１項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(3) 実績報告時に扶桑町に住所を有しない者（扶桑町に居住しようとする者を除く。）

(4) 自らの居住を目的とする住宅以外に合併処理浄化槽を設置する者

(5) ５～１０人槽以外の合併処理浄化槽を設置する者

(6) 既存の建物を取り壊し、住宅を新築又は全部の改築をすることに伴い、合併処理浄化槽を設置する者

(7) 町税を滞納している者

(8) 扶桑町暴力団排除条例（平成２４年扶桑町条例第３号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（補助金額）

第４条　補助金の額は、設置費、撤去費及び宅内配管工事費に相当する額とし、別表第２に定める額を限度とする。ただし、１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てたものとする。

（補助金交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第１）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し（受付印のあるもの）又は建築確認通知書（し尿浄化槽調書を含む。）の写し

(2) 設置場所の案内図

(3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(4) 配置図及び配管図（新設の合併処理浄化槽へ流入するし尿及び家庭雑排水の配管図が明記されたもの）

(5) 既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の写真及び位置図

(6) 平面図（面積計算式・総面積記入）

(7) 合併処理浄化槽設置工事費見積書の写し（工事費見積書は、撤去費及び宅内配管工事費が確認できるものであること。）

(8) 合併処理浄化槽設置工事請負契約書の写し

(9) 全国合併処理浄化槽普及市町村協議会で規定する有効な「登録証」の写し、「登録浄化槽管理（C）票」

(10) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）

(11) 浄化槽設備士の写し及び昭和６２年以前に資格を取得した浄化槽設備士については特別講習修了証書の写し

(12) 型式適応認定書及び仕様書・図面

(13) 合併処理浄化槽の法定検査、法定点検・清掃の実施誓約書

(14) 単独処理浄化槽又はし尿汲み取り便槽廃止誓約書

(15) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第６条　町長は、第５条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

２　町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対して補助金交付決定通知書（様式第２）により、交付しないと決定したものに対しては、補助金不交付通知書（様式第３）によりそれぞれ通知する。

（変更・中止承認申請）

第７条　第６条第２項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、第６条第２項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとするときは、変更・中止承認申請書（様式第４）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは変更・中止承認通知書（様式第５）により通知する。

３　補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、当該年度の１月３１日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第８条　補助対象者は、補助金に係る事業完了後３０日以内（第７条第１項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から３０日以内）又は当該年度の３月１０日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第６）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

⑴　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

⑵　合併処理浄化槽の設置等に要した費用の領収書及び請求書の写し（請求書は、撤去費及び宅内配管工事費が確認できるものであること。）

⑶　浄化槽法定検査依頼書の副本

⑷　次に掲げる施工中の写真

ア　既設単独処理浄化槽又はし尿汲み取り便槽の廃止の状況を示す写真

イ　浄化槽設備士が工事を実地に監督していることを証する写真

ウ　基礎工事の状況を示す写真

エ　据付け工事の状況を示す写真

オ　かさあげの状況を示す写真

カ　配管の状況を示す写真

⑸　浄化槽使用開始報告書の写し

⑹　既存単独浄化槽を廃止した場合は、浄化槽使用廃止届書の写し

⑺　単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の最終清掃記録の写し

⑻　浄化槽設備士チェックリスト（様式第７）

⑼　その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第９条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第８）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第１０条　町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第９）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取り消し）
第１１条　町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
⑴ 不正の手段により補助金を受けたとき
⑵ 補助金を他の用途に使用したとき
⑶ 補助金交付の条件に違反したとき
（補助金の返還）
第１２条　町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。
（その他）
第１３条　町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。
第１４条　この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和５０年扶桑町規則第７号）の定めるところによる。

附　則
この要綱は、昭和６３年４月１日から適用する。

附　則（平成元年３月２８日）
この要綱は、平成元年４月１日から施行する。
附　則（平成元年６月２９日）
１　この要綱は、公布の日から施行し、平成元年４月１日から適用する。
２　平成元年４月１日からこの要綱の施行の日の前日までの間において改正前の要綱に基づき既に交付された補助金は、改正後の要綱に基づく補助金の内払いとみなす。
附　則（平成２年９月２８日）
この要綱は、平成２年１０月１日から施行する。
附　則（平成７年３月２４日要綱第６号）
この要綱は、公布の日から施行する。
附　則（平成１０年６月２９日要綱第１６号）
１　この要綱は、平成１０年７月１日から施行する。
２　この要綱の改正前の扶桑町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定に基づく合併処理浄化槽設置整備事業の補助については、なお従前の例による。
附　則（平成１１年３月２９日要綱第８号）
この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。
附　則（平成１６年３月３１日訓令第３号）
この訓令は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年３月２８日要綱第１１号）
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則（平成３０年１２月２１日要綱第３９号）
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則（令和８年３月３１日要綱第７号）
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

環境配慮型浄化槽の性能要件

次の消費電力基準以下であること　　（単位：W）

人　　槽	消費電力（通常型）	消費電力（ＢＯＤ10ｍｇ／以下）	消費電力（りん除去型）
５人槽	39	53	83
６人槽及び７人槽	55	75	90
８人槽から10人槽まで	75	102	157

別表第２（第４条関係）

人　　槽	補助金（限度額）		
	設置費	宅内配管工事費	撤去費
５人槽	332,000円	330,000円	単独浄化槽にあっては15万円、汲み取り便槽にあっては12万円
６人槽及び７人槽	414,000円		
８人槽から10人槽まで	548,000円		